

伐採及び伐採後の造林の届出書

皆伐後、造林する場合
(届出人が伐採(委託含む)と造林を行う)

令和 4 年 4 月 1 日

住 所 静岡県富士市〇〇-〇〇

届出人 氏 名 富士 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である(のうち) 富士 太郎 が所有する立木(又は長期受委託契約に基づき
が所有する立木)を伐採するものです。

1 森林の所在場所

伐採を行う地番をすべて記載する

	大字	字	地番
富士市	××	×××	×××、△△△

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

--

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者(伐採木を買い受ける場合)と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

	転用予定時期	年 月

※ 伐採が終了した日から起算して5年以内に、当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

(別添)

伐採計画書

住 所 静岡県富士市〇〇-〇〇

伐採を
する者

氏 名 富士 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

伐採範囲の合計面積と、人工林、
天然林別を記載する

1 伐採の計画

伐 採 面 積	0.56 ha (うち人工林 0.56 ha、天然林 ha)		
伐 採 方 法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	100%
作 業 委 託 先	〇〇森林組合 連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇		
伐 採 樹 種	すぎ	伐採作業の委託先を記載	
伐 採 齢	56 (56~69)	注意事項3を参照	
伐 採 の 期 間	令和4年5月1日 ~ 令和4年10月31日		
集 材 方 法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 ○ m ・ 延長 ×× m		

届出日の翌日から起算して30日以降から
90日以内の日を記載する(注意事項5)

集材の方法を記載。集材路を選択する場合は、
幅員は3メートル以内かつ、面積が1ha以下とな
るよう記載する

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくるまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に伐採の計画を記載すること。
- 5 伐採開始日は、届出日の翌日から起算して30日以降から90日以内の日を記載すること

(別添)

造林計画書

住 所 静岡県富士市〇〇-〇〇

造林を
する者 氏 名 富士 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

1 伐採後の造林の計画

伐採面積と造林面積が同じとなるよう記載する。

(1) 造林の方法別の造林面積

富士市では、原則植栽による更新のみ認めています。(富士市森林整備計画による)

造林面積 (A + B + C + D)	0.56 ha
人工造林による面積 (A + B)	0.56 ha
植栽による面積 (A)	0.56 ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理 ・ 刈出し ・ 植込み ・ その他 () ・ なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理 ・ 刈出し ・ 植込み ・ その他 () ・ なし

注意事項7に留意して記載すること

(2) 造林の方法別の造林期間

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)	令和5年5月1日～ 令和5年6月30日	ひのき	0.56 ha	1,120 本	〇〇森林組合	防護柵
天然更新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)	年 月 日～ 年 月 日		ha			
5年後において 適確な更新が なされない場合	年 月 日～ 年 月 日		ha	本		

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

	転用予定時期	年 月
--	--------	-----

2 備考

--

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ的確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において的確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採が終了した日から起算して5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には伐採が終了した日から起算して5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。
- 7 造林の期間欄は、伐採後造林の場合、伐採方法が皆伐の場合は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に、択伐の場合は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に完了する期間を記載すること。また、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採が終了した日から起算して5年後において当該用途に供されていない場合は、その時点を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に完了する期間を記載すること。

富士市森林整備計画注意事項

- 1 富士市森林整備計画では、富士市全域が植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の区域であるため、原則植栽以外の造林方法は認めていません。
- 2 植栽の樹種については、富士市森林整備計画で指定する樹種（すぎ、ひのき、くぬぎ、こなら、けやき、あかまつ、くろまつ）から選択すること。

